

セルフメディケーション税制

1) 最近のかかりつけ薬剤師の動向は

本年度の調剤報酬改定では**かかりつけ薬剤師、かかりつけ薬局、健康サポート薬局**という地域密着型の意味合いが強い制度の導入がはかられました。あるコンサルタントさんの話ですとかかりつけ薬剤師として取れる件数は**月 20 件**がせいぜいだろうという話でした。特に薬剤師が複数いるような薬局では患者さんとそのかかりつけ薬剤師が薬局でタイミングよく会えないのが上限が生じる原因で、逆にやたらに件数が多いと無理矢理点数を取っていないかと疑われる可能性の指摘もありました。

2) セルフメディケーションとは

このような流れの中で**一般用医薬品（OTC薬）と要指導医薬品**の積極的な**利用促進**もいわれています。いわゆる**セルフメディケーション**の適切な普及を国が推し進めようとしているわけです。

この業界以外の人のためにあえて説明するならば、**セルフメディケーション**とは**セルフ（自分自身）**で行う自分のための**メディケーション（治療）**という意味になります。もちろん**軽い病気が対象**になり、薬局やドラッグストアで販売している**OTC薬**を**薬剤師**や**登録販売者**に相談しながら**自分自身の判断で治療**するやりかたになります。軽い病気なのに医療機関に行くと待ち時間が長くてイライラしたり、他の患者さんの感染症を移されてかえって具合が悪くなったりすると何のために医療機関に行ったのか分からなくなります。そこで町の薬局、ドラッグストア、家にある配置薬の出番になるわけです。

国の立場でいうと軽い病気の場合はOTC薬で治してもらった方が増え続ける医療費を少しでも抑制できるので良いわけです(**医療費**には保険料の他に**国や地方の税金も 4 割**ちかく使われます)。

しかし患者の立場でいうと医療機関を受診して出してもらう医療用の薬は**医療保険が効きます**から**3割の自己負担**ですみます。一方OTC薬では医療保険が効きませんから**10割が自己負担**になります。一般にOTC薬の方が医療用の薬より高いので更に割高感があります。

国は初期治療には適切なOTC薬の利用をしてもらいたいので、利用者に少しでも割高感をなくさせようと新しい制度「**セルフメディケーション税制**」が導入されたと言ってよいでしょう。

3) セルフメディケーション税制

セルフメディケーション税制の中身はおおむね次のようになります。

- ・ 1 年間に使用したOTC薬の総額が **12,000円を超えた場合**にのみ適用されます。
- ・ 12,000円との差額の一定比率分を納税した**税金の中から返金**しようという制度になります。

例) 課税対象年収が500万円の人がいて一般用医薬品を年間で**50,000円**購入したとします。

500万円の人の所得税(国税)は20%、住民税(地方税)は10%になりますので

超過分 = 50,000円 - 12,000円 = 38,000円

所得税分 = 38,000円 × 20% = 7,600円

住民税分 = 38,000円 × 10% = 3,800円

合計 11,400円が税金から戻ってきます。

☛ OTC薬を購入したその場で割引きが効くタイプではなく一年間を通して税金の還付として初めて戻ってくる割引きになりますから、気の長い話ではあります。

- ・ もう少し税制の詳しい流れを紹介すると

① その年の**1月から12月**にかけてOTC薬を購入した際にもらう**専用のレシート**をとっておきます。

☛ 実はこの税制対象となるOTC薬の成分は**82種類**ですべてのOTC薬が対象とはなりません。

また対象となる薬のパッケージには原則として「**税控除対象**」のロゴが印字されます。

- ② **1年間分のレシートの金額の合計が12,000円を超えているか**確認します。
- ③ **自分が納税者**であることを確認します(納税していないと税金から返金されませんから)。
- ④ 自分が健康維持増進や予防のため**健康診断や予防接種を受けている**ことが必要です(これに関する証明書は現在当局が検討中だそうです)
- ⑤ 以上の②～④を満たしていれば税の優遇を受ける対象になるのですが、その前に医療機関に受診している方は従来からある**医療費控除の対象**になっているかどうか確認します。
* **医療費控除とは**：年間の**医療**で支払った金額が**10万円**を超えている時も控除の対象になります。
 - 実は医療費控除とセルフメディケーション税制は**どちらか一方しか利用できません**のでどちらの差額が大きいかで**選択できる**ことになります。場合によっては治療の目的で利用したOTC薬の代金を医療費控除に組み込んでも構いません。
- ⑥ 今回はセルフメディケーション税制の話なので、この税制を選択したとします。次にやるべきことは**確定申告**になります。所定の用紙に必要な事項を書き、レシートや証明書を添えて**税務署に毎年3月中旬(15日)までに提出**します。すると晴れて税金の還付がされてきます(新卒の還付金詐欺が横行しないと良いのですが・・・)。
- ⑦ 今回の制度は**平成29年1月1日から開始**されますので、来年1年間のレシートを集めておいて**実際に確定申告をするのは平成30年3月15日まで**にという具合になります。

4) さて軽い病気とはなんでしょうか？

セルフメディケーションは軽い病気に対してすると何度か書いてきましたが、軽い病気とは何でしょうか？今回対象となっているOTC薬の成分から見ると**口唇ヘルペス、花粉症など鼻アレルギー症状、風邪の諸症状、境界領域中性脂肪値改善(3~6カ月)、腰痛・関節・筋肉痛、頭痛・腰痛・解熱等、胃痛・胸やけ、胃痛・さしこみ、水虫等**などになります(一部のみ紹介)。成分としては今も医療用にも利用されている**スイッチOTC薬**と言われている薬がメインになります。いずれも長期に渡る漫然とした利用や効果が見られない時の利用はしないようにとのシバリがあります。

5) 花粉症の人が医療用の薬からOTC薬に変更したら

花粉症が軽い病気とは決して思いませんが、たとえば花粉症の時期を4カ月間とみてみましょう。

医療用アレジオン錠の1日量20mgの薬価は**120.3円**、OTC薬アレジオン錠の同量の価格は**178.2円**(近所のドラッグストアでの消費税込価格)で、1日あたり**58円差**となります。

4カ月間毎日服用したとしますと今回のような還付金があったとしても患者負担は3割負担でよい医療用薬の方が断然安くなります。

・医療用薬	14,436円	患者負担	4,330円(3割)
・OTC薬	21,384円 ⇒還付金 2,800円	患者負担	18,584円

毎月決して安くは無**健康保険料**を徴収されている身になればOTC薬への切り替えは二の足を踏んでしまいます。いつもOTC薬を利用している方々には御利益はありそうなのですが、医療費抑制という点からみるとどれだけ効果があるかは疑問です。ではなぜ新たな税制が創設されたのでしょうか？

6) 何か裏があるのか？

今適応症の中で注目すべきはEPA製剤で**境界領域の中性脂肪値改善**です。つまり**慢性疾患の予防的な効果を期待**できて、かつ**医療用では私費扱い**になるようなOTC薬が増えれば利用促進になるのではないかと考えられます。第一のターゲットは**ポグリボースの耐糖能改善(私費扱い)**でしょうか。その他にも生活習慣病への移行率を減少できるスイッチOTC薬が増えれば医療費の抑制につながります。つまり裏には**製薬メーカーへの利益誘導**の存在が見え隠れしています。また今回の還付金は医療の3割負担と比べるといかにもメリットの少ない軽減措置の印象ですが、これを**補てんする何かの力**が裏で働いていないのか？と疑ってしまいます。考えられるのは**私的な保険制度**の導入でしょう。それも**外資系保険会社**の日本への積極的な参入です。T P P問題は流動的ですが儲け主義の企業理念が医療に導入されると**取り残される病人**が増える可能性のあることは従来から指摘されているところです。(おわり)